## 少子化対策に関する提言・要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を 講じられたい。

1. 都市自治体が少子化対策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策 交付金等について、多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保 するため、交付要件を地域の実態に即した水準に改善するとともに、その総 額を確実に確保すること。

また、次世代育成支援について、包括的な制度を早急に構築するとともに、制度設計にあたっては、都市自治体の意見を十分尊重すること。

- 2. 子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)事業について、平成 23 年度以降も継続するとともに、更なる財政措置の拡充を図ること。
- 3. 子育て世帯に対する減税措置を講じるなど、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。

また、税制改正に伴い、所得税及び個人住民税が増額する世帯について、 税額等と連動する諸制度の負担に影響が生じないよう必要な措置を講じるこ と。

- 4. 少子化に関する国民意識を高めるため、更なる啓発活動を行うこと。
- 5. 保育対策について
- (1)保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 障害児保育など多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保 するため、保育所運営費等について十分な財政措置を講じるとともに、児 童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、一時預かり、病児・病後児保育事業等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

(3) 保育所徴収金基準額について、保護者・自治体の負担や地域の実態を考

慮しつつ、子育て家庭の負担軽減を図ること。

また、第3子以降の保育料について、現行の無料化の基準である同時入 所に関わらず無料化するなど、保育料の無料化の範囲を拡大すること。

- (4)保育所統合により廃所となった施設の活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。
- (5) 保護者負担の公平性等を確保するため、口頭や文書による徴収事務を認可私立保育所へ委託できるよう児童福祉法等の改正を図ること。
- (6) 認可外保育施設について、更なる安全確保対策と保育水準の向上策を図るとともに、財政措置を講じること。
- (7) 幼保一体化等を含めた保育分野の制度・規制改革について、都市自治体 の裁量権を拡大するなど、地域の実情や利用者に応じた安定的な保育制度 を実現すること。
- (8) 幼保一体化等の推進の一環として、幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。
- (9) 認定こども園整備事業及び認定こども園事業費について、平成 23 年度 以降も継続するとともに、地域の状況に応じ財政措置の充実を図ること。
- (10)「子ども・子育てビジョン」において数値目標等が示されている事業について、確実に財源を確保するとともに、事業を計画している都市自治体に対し十分な財政支援措置を講じること。

## 6. 放課後児童対策について

(1)「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子ども教室推進事業」について、 地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するとともに、両事業に係る国の 所管を一本化するなど、一体的に推進できる体制に整備し、十分な財政措 置を講じること。

また、両事業に参加する児童やスタッフを対象とした傷害保険制度等を 創設すること。

(2) 現行の「放課後児童健全育成事業」について、十分な財政措置を講じる とともに、障害児の受入れ、指導員の配置、補助基準の基準開設日数等に ついて、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するなど、放課後児童対 策の更なる充実を図ること。

## 7. 子ども手当について

- (1) 平成 23 年度以降の子ども手当は、システム開発経費等の事務費や人件費を含め、全額国庫負担とし、都市自治体の事務負担を極力軽減すること。また、保育料、給食費等の未納問題に対応するため、必要に応じて子ども手当額を未納の保育料等に充当できるよう法律に明記すること。
- (2)子ども手当の在り方については、安心して子どもを産み育てることのできる環境整備に向け、都市自治体は地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していることから、現金による直接給付と保育サービスをはじめとする子育て関係経費とのバランスにも十分配慮すること。
- (3)子ども手当の本格的な制度設計に当たっては、地域主権の理念に基づき、 都市自治体の意見を十分尊重して、総合的な子育て支援策に関し国と地方 の役割分担を明確にした制度の構築を図ること。

また、国民の理解が十分得られるよう、国はその責任において、積極的な広報活動を行うこと。

8. 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、児童扶養手当と公的年金の併給の在り方について、関係機関の連携や子育て支援の視点等を踏まえ検討すること。

- 9. 父子家庭についても「母子及び寡婦福祉貸付金」の対象とするなど、父子家庭を含めたひとり親家庭に対する施策の充実を図ること。
- 10. 母子家庭自立支援給付金事業について、経済対策の観点からも十分な財政措置を講じること。
- 11. 児童虐待の再発防止の観点から、加害者に対して更生プログラムを義務付けるよう法整備を行うとともに、都市自治体が行う児童家庭相談に対する財政措置の拡充を図ること。

また、児童相談所の機能の拡大及び強化を図るとともに、業務内容等を勘案した組織強化等に向けた対策を講じること。

- 12. 子どもの医療費無料化制度を創設すること。
- 13. ひとり親家庭及び寡婦に対する医療費助成制度を創設すること。
- 14. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、平成23年度以降も継続するとともに、更なる財政措置等を講じること。
- 15. 出産育児一時金の加算措置について、平成23年度以降も継続すること。
- 16. 里帰り出産による新生児及び妊産婦に対する訪問指導事業について、費用負担を含め、全国統一の制度とすること。
- 17. 経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象とする 入院助産制度の助産施設に、診療所を加えること。